電気個別約款
(KABU&でんき
6kVA以上)

2026年11月１日実施

大阪瓦斯株式会社

目　　次

本　　則 1
　１　適　　用　　1
　２　料　　金　　1
　３　そ　の　他　　2
附　　則 3
別　　表 4

本　　則

1　適　　用

(1)　この個別約款は、大阪瓦斯株式会社（以下、当社といいます。）が別途定めるKABU&でんき基本約款（以下、基本約款といいます。また，基本約款が変更された場合は，変更後の基本約款によります。）の従量電灯の適用範囲に該当し，契約容量が６キロボルトアンペア以上である需要で，お客さまがKABU&でんき6kVA以上を希望された場合に適用いたします。

(2)　この個別約款は，基本約款と合わせて適用いたします。

2　料　　金

料金は，基本料金，電力量料金および別表２（再生可能エネルギー発電促進賦課金）(3)によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。ただし，電力量料金は，別表１（燃料費調整）(1)イによって算定された平均燃料価格が86,100円を下回る場合は，別表１（燃料費調整）(1)ニによって算定された燃料費調整額を差し引いたものとし，別表１（燃料費調整）(1)イによって算定された平均燃料価格が86,100円を上回る場合は，別表１（燃料費調整）(1)ニによって算定された燃料費調整額を加えたものといたします。

(1)　基本料金

基本料金は，契約容量に応じ１月につき次のとおりといたします。ただし，まったく電気を使用しない場合の基本料金は，半額といたします。

契約容量１キロボルトアンペアにつき	392 円 06 銭

(2)　電力量料金

電力量料金は，その１月の時間帯別の使用電力量によって算定いたします。

最初の 120 キロワット時までの１キロワット時につき	29 円 84 銭
120 キロワット時をこえ 300 キロワット時までの１キロワット時につき	36 円 43 銭
300 キロワット時をこえる１キロワット時につき	40 円 04 銭

３　そ　の　他

その他の事項については，基本約款の従量電灯にかかわる規定によります。

附　　則

実施期日

この個別約款は，2026 年 11 月 1 日から実施いたします。

別　　表

1　燃料費調整

(1)　燃料費調整額の算定

イ　平均燃料価格

原油換算値１キロリットル当たりの平均燃料価格は，貿易統計の輸入品の数量および価額の値にもとづき，次の算式によって算定された値といたします。

なお，平均燃料価格は，100円単位とし，100円未満の端数は，10円の位で四捨五入いたします。

平均燃料価格＝Ａ×α＋Ｂ×β＋Ｃ×γ

Ａ＝各平均燃料価格算定期間における１キロリットル当たりの平均原油価格

Ｂ＝各平均燃料価格算定期間における１トン当たりの平均液化天然ガス価格

Ｃ＝各平均燃料価格算定期間における１トン当たりの平均石炭価格

α＝0.0048

β＝0.3827

γ＝0.6584

なお，各平均燃料価格算定期間における１キロリットル当たりの平均原油価格，１トン当たりの平均液化天然ガス価格および１トン当たりの平均石炭価格の単位は，１円とし，その端数は，小数点以下第１位で四捨五入いたします。

ロ　燃料費調整単価

燃料費調整単価は，次の算式によって算定された値といたします。

なお，燃料費調整単価の単位は，１銭とし，その端数は，小数点以下第１位で四捨五入いたします。

(ｲ)　１キロリットル当たりの平均燃料価格が86,100円を下回る場合

$$\text{燃料費調整単価} = (86,100\text{円} - \text{平均燃料価格}) \times \frac{(2)\text{の基準単価}}{1,000}$$

(ﾛ)　１キロリットル当たりの平均燃料価格が86,100円を上回る場合

$$\text{燃料費調整単価} = (\text{平均燃料価格} - 86,100\text{円}) \times \frac{(2)\text{の基準単価}}{1,000}$$

ハ　燃料費調整単価の適用

各平均燃料価格算定期間の平均燃料価格によって算定された燃料費調整単価は，その平均燃料価格算定期間に対応する次の燃料費調整単価適用期間に使用される電気に適用いたします。

平均燃料価格算定期間	燃料費調整単価適用期間
毎年１月１日から３月 31 日までの期間	その年の５月の計量日から６月の計量日の前日までの期間
毎年２月１日から４月 30 日までの期間	その年の６月の計量日から７月の計量日の前日までの期間
毎年３月１日から５月 31 日までの期間	その年の７月の計量日から８月の計量日の前日までの期間
毎年４月１日から６月 30 日までの期間	その年の８月の計量日から９月の計量日の前日までの期間
毎年５月１日から７月 31 日までの期間	その年の９月の計量日から 10 月の計量日の前日までの期間
毎年６月１日から８月 31 日までの期間	その年の 10 月の計量日から 11 月の計量日の前日までの期間
毎年７月１日から９月 30 日までの期間	その年の 11 月の計量日から 12 月の計量日の前日までの期間
毎年８月１日から 10 月 31 日までの期間	その年の 12 月の計量日から翌年の１月の計量日の前日までの期間
毎年９月１日から 11 月 30 日までの期間	翌年の１月の計量日から２月の計量日の前日までの期間
毎年 10 月１日から 12 月 31 日までの期間	翌年の２月の計量日から３月の計量日の前日までの期間
毎年 11 月１日から翌年の１月 31 日までの期間	翌年の３月の計量日から４月の計量日の前日までの期間
毎年 12 月１日から翌年の２月 28 日までの期間（翌年が閏年となる場合は，翌年の２月 29 日までの期間）	翌年の４月の計量日から５月の計量日の前日までの期間

ニ　燃料費調整額

燃料費調整額は，その１月の使用電力量にロによって算定された燃料費調整単価を適用して算定いたします。

(2)　基準単価

基準単価は，平均燃料価格が1,000円変動した場合の値とし，次のとおりといたします。

１キロワット時につき	18 銭 3 厘

(3)　燃料費調整単価等のお知らせ

当社は，(1)イの各平均燃料価格算定期間における１キロリットル当たりの平均原油価格，１トン当たりの平均液化天然ガス価格，１トン当たりの平均石炭価格および(1)ロによって算定された燃料費調整単価をお客さまにお知らせいたします。

２　再生可能エネルギー発電促進賦課金

(1)　再生可能エネルギー発電促進賦課金単価

再生可能エネルギー発電促進賦課金単価は，再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法（以下「再生可能エネルギー特別措置法」といいます。）第36条第２項に定める納付金単価に相当する金額とし，再生可能エネルギー特別措置法の規定に基づき納付金単価を定める告示（以下「納付金単価を定める告示」といいます。）により定めます。

なお，当社は，再生可能エネルギー発電促進賦課金単価をお客さまにお知らせいたします。

(2)　再生可能エネルギー発電促進賦課金単価の適用

(1)に定める再生可能エネルギー発電促進賦課金単価は，当該再生可能エネルギー発電促進賦課金単価に係る納付金単価を定める告示がなされた年の４月の計量日から翌年の４月の計量日の前日までの期間に使用される電気に適用いたします。

(3)　再生可能エネルギー発電促進賦課金の算定

イ　再生可能エネルギー発電促進賦課金は，その１月の使用電力量に(1)に定める再生可能エネルギー発電促進賦課金単価を適用して算定いたします。

なお，再生可能エネルギー発電促進賦課金の単位は，１円とし，その端数は，切り捨てます。

ロ　お客さまの事業所が再生可能エネルギー特別措置法第37条第１項の規定により認定を受けた場合で，お客さまから当社にその旨を申し出ていただいたときは，お客さまからの申出の直後の４月の計量日から翌年の４月の計量日（お客さまの事業所が再生可能エネルギー特別措置法第37条第５項または第６項の規定により認定を取り消された場合は，その月の末日といたします。）の前日までの期間に当該事業所において使用される電気に係る再生可能エネルギー発電促進賦課金は，イにかかわらず，イによって再生可能エネルギー発電促進賦課金として算定された金額から，当該金額に再生可能エネルギー特別措置法第37条第３項に規定する政令で定める割合として再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法施行令に定める割合を乗じてえた金額（以下「減免額」といいます。）を差し引いたものといたします。

なお，減免額の単位は，１円とし，その端数は，切り捨てます。

３　料金適用上の電力量区分の日割計算の基本算式

(1)　料金適用上の電力量区分を日割りする場合の日割計算の基本算式は，次のとおりといたします。

$$\text{第１段階料金適用電力量} = 120\ \text{キロワット時} \times \frac{\text{日割計算対象日数}}{\text{暦日数}}$$

なお，第１段階料金適用電力量とは，最初の 120 キロワット時までの１キロワット時当たりの電力量料金が適用される電力量をいいます。

$$\text{第２段階料金適用電力量} = 180\ \text{キロワット時} \times \frac{\text{日割計算対象日数}}{\text{暦日数}}$$

なお，第２段階料金適用電力量とは，120 キロワット時をこえ 300 キロワ

ット時までの１キロワット時当たりの電力量料金が適用される電力量をいいます。

(2)　(1)に規定する日割計算後の第１段階料金適用電力量および第２段階料金適用電力量の単位は，１キロワット時とし，その端数は，小数点以下第１位で四捨五入いたします。